



平成 25 年 8 月 9 日

各 位

会 社 名 明治機械株式会社
代表者名 代表取締役社長 河野 猛
(コード番号 6334 東証第2部)
問合せ先 取締役総務部長 高工 弘
(TEL. 03-5295-3511)

資本金の額の減少及び剰余金の処分の決議の効力の不発生に関するお知らせ

当社は、平成25年6月27日開催の第138回定時株主総会におきまして、「資本金の額の減少の件」及び「剰余金の処分の件」を付議し、当該議案は下記の1の内容で承認可決されましたが、手続の瑕疵により資本金の額の減少の効力が発生せず、またこれに伴い剰余金の処分における欠損補填も行えないこととなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 第138回定時株主総会で承認可決された議案の内容

(1) 資本金の額の減少の件 (第1号議案)

①減少する資本金の額

資本金の額 4,651,112,731 円のうち 3,045,379,723 円を減少し、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を 1,605,733,008 円とする。

②資本金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わない。

③資本金の額の減少の効力発生日

平成 25 年 7 月 29 日

(2) 剰余金の処分の件 (第2号議案)

① 剰余金の処分の内容

その他資本剰余金 3,045,379,723 円の全額を、繰越利益剰余金に振り替える処理をし欠損を解消、振替後のその他資本剰余金の金額は 0 円とする。

② 減少する剰余金の項目および金額

その他資本剰余金 3,045,379,723 円

③ 増加する剰余金の項目および金額

繰越利益剰余金 3,045,379,723 円

④ 効力発生日

平成 25 年 7 月 29 日

2. 資本金の額の減少の効力が発生しなかった理由

当社は、平成25年6月27日の第138回定時株主総会において第1号議案が承認可決されたことを受けて、同月28日に会社法449条2項に定める債権者異議申述催告を行いました。そして、当社は、債権者異議申述催告期間の開始日が同年6月29日となり、満了日が同年7月28日となると想定していたところ、当該7月28日が日曜日に当たっているため、民法142条の規定により債権者異議申述催告満了日は、正しくは翌日の7月29日となります。このため、資本金の額の減少の効力発生日とされている同年7月29日においては、未だ債権者異議申述催告期間が満了しないこととなり、かかる瑕疵により、当該資本金の額の減少は効力を生じませんでした。

3. 今後の対応

資本金の額の減少及び剰余金の処分について、今後どのように対処するかについては、決定次第、速やかに株主の皆様を開示いたします。

当社の内部管理体制の不備により、このような事態に至り、株主様をはじめ全てのステークホルダーの皆様には多大なご迷惑をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。今後は、二度とこのような事態が起こらないよう、再発防止を図ってまいります。

以 上